

平成21年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年3月10日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月10日 午前9時00分宣告 (第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤 特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革 推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		収納課長	服部 康彦		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介 護課長	齋藤 仁
		保険医療 課長	鈴木 利彦		
	産業 建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 農政商工 課長	佐野 宗夫	下水道 課長	絹川 靖夫
		都市計画 課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	加賀 松利		
水道部	次長	大河内幹夫	水道課長	小酒井敏之	
消防本部	消防長	上田 正治			
教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務会 局	局長	松岡 英雄	書記	金山 昭司
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第19号 平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第2 議案第20号 平成21年度蟹江町老人保健特別会計予算
- 日程第3 議案第21号 平成21年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第22号 平成21年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別
会計予算
- 日程第5 議案第23号 平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第6 議案第24号 平成21年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第7 議案第25号 平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第26号 平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第9 議案第27号 平成21年度蟹江町水道事業特別会計予算

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成21年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

昨日は体調不良により退席をいたしました。回復をいたしましたので、よろしく願いをいたします。

本日は昨日に引き続き予算案の審議です。よろしく願いをいたします。

大原龍彦君より、葬儀のため10時40分ごろから退席したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから予算案の審議に入ります。

議題に入ります前に、皆様をお願いをいたします。

質問をされるときは、ページ数と科目を言ってからよろしく願いをいたします。

発言の許可を求めるときは、挙手をお願いいたします。

また、質問あるいは答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようによろしく願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第1 議案第19号「平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、205ページから233ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

ありませんか。

○6番 林 英子君

6番 林英子です。

国民健康保険事業特別会計予算について質問を行います。

蟹江町は19年度、歳入歳出差し引き1億9,926万、ごめんなさい。19億、じゃない……

(発言する声あり)

○議長 奥田信宏君

ページ数をおっしゃっていただくとわかりやすいですが。

○6番 林 英子君

すみません。国保の……

○議長 奥田信宏君

国保には違いないです。

○6番 林 英子君

国保の、ごめんなさいね。

(発言する声あり)

19年度の決算書を見て計算をしてきましたので、その分を言おうかなと思って。ちょっと心臓がドキドキしていますが。

1億9,926万9,268円です。そして、基金を見てもみますと1億5,745万5,023円あります。合計すると、今現在、蟹江町は国民健康保険税の差し引き残高として、3億5,672万4,000円以上持っているという計算になります。そして、世帯数は6,879人ですので1人当たり5万1,857円になり、これを見ても、今高い国民健康保険税と言われている中で、せめて1万円ぐらいの値下げができるのではないかとこの計算になります。

そして、私はこの間各県の実態を調べてみますと、国民健康保険税の滞納者が多く、困っているということも含めて、今、やっと国も認めて国民健康保険税の値下げに入っているという報告が入っております。これを見ましても、蟹江町でも減額することができるんじゃないか、そういうふうに思いますので、ぜひ、国民健康保険税、将来に向かって値下げをすることを検討していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

それから、現在、滞納者は何人なのか。滞納額が今幾らになりましたか。短期保険証の方が今何人でしょうか。それは、1カ月、3カ月、6カ月、1年を教えてくださいと思います。

けさほどの報道にもありましたように、31名の方が短期保険証や保険証が手元になくなったという報道です。しかも、その1人は生活相談に来て、その場で倒れてしまった。末期がんだったそうです。その方はやはり保険証が手元になく、そういう実態になっております。お医者さんに言わせると、それは氷山の一角だと言われております。

蟹江町ではどうでしょうか。9年度から、中学生以下の子供のいる滞納世帯に健康保険証が無条件で交付されることになっております。蟹江町では、特に小学校6年生まで医療費が無料です。そして、今は保険証が一人一人渡される実態の中で、渡っていない子供がいるかどうか調べてほしいというふうに私は言いました。そして、その中で蟹江町の場合は、みんな、今ここに取りに来ていない人もありますけれども、ないよということでした。本当にどうか、私のいつも生活相談に乗っている人のところを調べてみましたら、案の定そこには保険証が来ておりませんでした。私は、今すぐ厚労省も、子供には罪がない、お父さんやお母さんが倒産やリストラで保険料が払えない、保険税が払えない、そういう中で、せめて子供さんにはという厚労省の通達の中で、蟹江町ではよもやそういうことがないだろうというふうに思いましたけれども、そういう問題が起きていたことに非常につかりいたしました。

蟹江町、現在ではそのようなことがないというふうに思いますけれども、その後お調べになったでしょうか。調べるのが大変どころか、手元に507件ほどの、蟹江町に保険証を取りに来ていない人がいるよと以前に聞いたことがあります。その方の生年月日を調べることは、そんなに大変なことではないというふうに思います。今でも小学校や中学校の子供さんに保険証が行っていないということがないというふうに私は思いますけれども、実態はどうか。そのことについてご答弁ください。

以上です。

○保険医療課長 鈴木利彦君

それでは、まず最初の国民健康保険税の会計の関係でお答えいたしたいと思います。

議員が言われる3億ちょっとのお金はあるんじゃないかというお話ですが、19年度、確かに繰越金は1億少しありましたが、その辺20年度予算を編成する上において、20年度入ってから、医療費等、補助金等はございませんので、当然そちらのほうを使いながら20年度予算を執行していくこととなります。基金のほうは、今年度5,000万ほど取り崩しをして、今年度の国保会計のほうに充てさせていただいております。

次に、短期証の関係になりますが、あくまで蟹江町の場合は、今新聞等をにぎわせております資格証については、蟹江町は一切発行はしておりません。ですので、議員がおっしゃられる無保険の方ということは、蟹江町においては、常に保険証の切りかえ時に取りに来てくださいとご通知を差し上げまして、取りに来ていただくこととなります。短期証の方については、当然国保税が滞納されておりますので、私どもは、納税相談等あわせて行うために取りに来ていただいて納税のほうをお願いするので、まだいまだ取りに来ていない方も多少350人ほどおりますが、あくまでも健康保険証を出さないということとはございません。必ず皆さんのお宅に取りに来ていただければ、健康保険証のほうはお出ししておりますので、無保険ということはないと考えております。

あと、その短期証の月数の人数なんですけど、今現在、これ去年の9月1日現在になりますが、蟹江町においては、一応滞納世帯は1,231世帯。これで、短期保険証の件数は549。一番短い方で3カ月で208。あと、半年分が72で、1年、53というような形で、あとは納税相談に応じて払っていただければ、当然のごとく健康保険証のほうは発行しておりますので、議員がおっしゃられる保険証がないという方というのは、私どもは取りに来ていただいて納税相談をしながら発行しておりますので、必ず健康保険証はご本人さんにはお出ししているつもりです。

以上でございます。

(「滞納額」の声あり)

滞納額については、19年度5億8,000万ほどございます。世帯のほうは、一応19年度実績しか今出ておりませんので、1,909世帯になっております。

(「保険証のこと、子供さんのところに行っているかどうか」の声あり)

健康保険証のその子供さん世帯のその……

(発言する声あり)

ことしの4月1日から健康保険法が一部改正になりまして、中学生以下の方のみえる世帯について半年の資格証を出しなさいということで、法律のほう変わりました、健康保険証、有効期限が半年ということで、4月1日から健康保険法が改正になります。

当然、蟹江町のほう、資格証は出しておりませんが、短期証を出しております。その関係で、当然中学生以下の世帯がみえれば、有効期限のほうは半年以上ということになると思います。

世帯数なんです、今現在取りに来てみえない350ぐらいの世帯で、申しわけございませんが、そちらのほう、その何人の世帯の方が中学生以下の世帯の方がみえるというような、申しわけございません。調べておりません。

以上でございます。

○6番 林 英子君

ざっと今お聞きいたしましても、本当にまだ549人の方が取りに来ていないと、そういう中での子供さんの実態をきちっと、549人の人の子供さんの生年月日を調べれば、中学生以下だったら平成何年ということではわかるんじゃないでしょうか。早急に調べて、取りにいらっしやい、取りにいらっしやいという通達ではなく、行って話を聞くことも大事ではないかというふうに思います。私のところでも、国民健康保険税が払えないということは直接家へみえるし、私も出向いて相談に乗っていますけれども、そういうことが本当に住民のための健康保険であるし、行政としても、そういうことをやってくることが務めではないかというふうに思います。

蟹江町は資格証明証を発行していないことは、本当にいいことだと思いますけれども、これからもこの国民健康保険税、蟹江町は決して苦しくて動きがとれないということではありません。そういう中で、ぜひ蟹江町では1人もそういう死亡者を出さないような、保険証がないことによって医者にも行けなかったということがないように目配りをして頑張っていたきたいということをお願いいたします。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

非常に単純な質問でございますけれども、213ページの一番上段です。細かくしっかりとこの納付金の納入がのっかっているんですけども、私、なぜこの介護納付金や後期高齢者の納付金や、退職金はまだわかるにしても、この国保会計に入ってくるのか。会計は別途あるのにここに入れてくるのか、ちょっとわかりませんので、教えていただきたいと思うんで

す。

それから、2つ目はですね……

（「後期高齢者」の声あり）

いや、後期高齢者も入っていますよ。

先ほどの林議員の質問に関連するわけでありまして、私、冒頭の歳入の問題で、国保への繰出金の問題でも申し上げたと思うんですけど、日本共産党はなぜ国保税の高さにこだわるのかということでございます。

資格証明の発行が全国的にかなり問題になっていまして、ついこの間の国会でも、このことについて深く、随分論議されたと思うんですけど、厚労省は、二言目には会っていろいろとお話をしたい、そういう機会をふやすために資格証明だとか言っているんですけど、しかも、気持ちをちゃんと入れた行政をやっていきたいということを行っているわけですけど、そうじゃなくて、現場ではそうじゃないんですね。今の課長の答弁でもわかると思うんですけど、気に入らないとどうしても機械的になってしまって、それが全然国会で答弁している内容とは、現場では全然違った形であられる。そういうことになっているわけですね。したがって、憲法25条に保障された人権侵害にもなっているという、こういうことになっているものですから、国民健康保険証の取り上げについて、とりわけお子さんの場合は、もう法律化したで何ですけど、大いに取り上げて国会でも頑張ったわけなんであります。

そういうことが、現場になると、本当に国会でいかにも気持ちを入れてやっているような形で答弁するんですけど、しかし、そうではない現状があるわけです。それが、結局人権侵害になってあらわれるということになったり、生命にかかわったりするわけありますので、念には念を入れて質問をするわけでありまして、特に私は保険料を下げるべきという問題についてちょっと申し上げたいというのも、全国平均が、滞納世帯数の比率が18.5%にまでなっているんですね。全国平均で。だから、蟹江町でも、当然国民健康保険税の滞納という問題は問題になるのは当たり前なんです。それで、じゃどこに問題があるかということを見てもみますと、この国保は自営業者のための保険として当初出発したんですね。しかし、今日では国民皆保険という見地から、非正規雇用の労働者や失業者の人たちまで、国保に大量に入ってくるという現状が生まれているわけです。

ですから、貧困層がしっかりここに集中的に入っておるわけでありまして、滞納者がふえるのは当然と。払えない国民健康保険税が現実にあって、そこへ生活困窮者がどんどん入ってくるわけですから、当然これ現象が生まれるわけですね。ですから、保険税を本当に住民の暮らしを守る立場で再検討する、あるいは国民健康保険法そのものを変えて、国の方向もですね。私どもはそういう点で、国会でも国民健康保険料、税を国の施策としても引き下げよということによって要求しているわけですけど、今日における社会の現状はそういう問題

をはらんでいるわけでありまして、この国民健康保険税の引き下げについて、少し深く研究していただいて検討していただくわけにいかんだろうかということ、これは町長順から伺いたいと思います。

○保険医療課長 鈴木利彦君

まず、国民健康保険の歳入のほうの税の中で、後期高齢、それと退職のほうが入っているというような……

(発言する声あり)

こちらのほうは税の仕組みがありまして、今回後期高齢については、20年4月から新たに制度ができて、以前ですと老人保健法というのがありましたが、今回後期高齢ができて、それぞれの保険者で支援金というような形で分担が来ております。介護についても、当然保険者のほうから納付する部分がございますので、こういった形で分かれておるということになります。

(発言する声あり)

○民生部長 石原敏男君

それでは、まず後期高齢者でありますけれども、これは、各現役世代も後期高齢者が負担するという制度でありまして、それぞれ健康保険に入っているものについて、それぞれが負担するということになっております。

これにつきましては、平成20年度から負担するようになりまして、最高限度額で言いますと、今現在蟹江町の場合、健康保険税としては最高限度額56万円でありますけれども、この内訳といたしましては、医療分が45万円、それから、後期支援分が11万円ということで組みさせていただいております。それで、所得割についても、従来19年度まで5.9%の1本でありましたけれども、これが医療分として4.7、後期の支援分として1.2%ということで、2つに分けさせていただいたという点もございます。そのために、このような細かい数字、計算になっております。

それから、次に、介護の納付金でありますけれども、これにつきましては、介護保険というものは、40歳から65歳までが2号保険者といまして、その者に対して税が課税されているというものであって、この健康保険を税でいただいたものについては、きちんと介護納付金という形でまた歳出のほうで出させていただいているというものであります。

それで、退職者につきましては、20年度から……

(発言する声あり)

国保としては、そのように介護納付金という形で社会保険庁のほうへ納めて、そこからそれぞれ必要なところへ配分される、負担する……

(発言する声あり)

はい、なっております。

それで、退職者につきましては、今年度から、60歳から65歳までの方で一定の条件が整った方については、ここに書いてあります退職者医療制度という形となっておりますので、これは町のほうで全部使用するものでありますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○町長 横江淳一君

保険料を下げる努力をしないかというご質問でございます。

予算審議のときに、たびたび小原喜一郎さんから、この4年間いろんなご質問だとかご依頼を受けるわけでありましてけれども、我々も保険税、保険料がそりゃ安くなれば一番いいわけでありましてけれども、実は、国保連合会のたまたま私当て職ということで今役員をさせていただける審議の中で、やっぱり年々高度化していく医療の技術に対して、どんどんこれお医者さんの、いわゆる報酬も含めて上がりぎみになってくる。それから、高度な医療機器を使っての検査等々について、これ保険対応になれば、その分だけの負担が大きくなってくる。もう本当に追っかけごっこで上がってくる、これをどうしたらいいかというような議論を実はされたように、今回私も特にそういう話し合いがあったように記憶いたしております。

そんな中で、実は、今、林英子議員からの質問にも多分ダブと思うんですけども、実際その国保の、いわゆる収納率がこれ悪くなるのではないのかなというのは、昨年度の予算審議のときにも、来年から後期高齢者が始まります75歳の方が国保から後期高齢者に入られると、その分2、3%落ちるのではないのかな。一番一生懸命お支払いをいただいております方の層がどんと抜けてしまう。先ほど来国民皆保険ということで今位置づけされたこの国民健康保険が、我々もそうですけれども、商売人の皆さんが中心にやってきたこの保険が、いわゆる非正規雇用者の皆様方も含めて入るようになったわけではないと思うんですが、収納率だとかということもどんどん低くなってきた。こんな中でどうまとめていくかというのは本当にこれ至難のわざでありますし、我々も低いほうがいいに決まっております。

そういう意味で、我々といたしましては、最高額56万、介護は9万円ということで今位置づけをされておりますが、国保を払っていただいても病気にならないような、最終的に歳出が多くならないような施策を、我々一生懸命やっておくのがこの地方自治体の一番の職務ではないのかなと、今そういうことを思っておりますので、額を少なくするというのも必要でありますけれども、まず中身を変えていくというのが必要。だから、スポーツを中心とした体を動かす、そして病気にかからない体質をつくっていく、こんな考え方をこれからどんどん推し進めていったほうがいいのかと、こんなことを今自分は思っております。

答えになったかどうかわかりませんが、よろしくお願いいたしたいと思います。

○7番 小原喜一郎君

私、なぜ聞いておるかという、介護保険や後期高齢者の会計が別途ありますよね。それで、なるほど私どもに対するその国民健康保険税の請求書は、あれは国保分だとか介護分だ

とかいってうたわれてきますわ。だから、国保会計に入れるということであれば、国保会計から介護なり後期に出て行かないかね、退職医療のほうへも。払われていくべきですよ。会計は別途あるわけですから。後期分だとか、あるいは介護分だとか言って、国保の中で徴収するわけでしょう。そうすると、その介護分や高齢者分はそちらの会計へ移していかなきゃいかんというようになっているのではないかと私は思っておったんですけども、そうじゃなくて全部国保ということはあるんですか。そういうようになっているんですか。介護保険の会計見ると、そういう動きが見られないしね。じゃ、どういうふうになっているのか、ちょっともう一遍聞かせていただけませんか。ちょっとお待ちくださいね。

それから、町長にですけれども、私申し上げたいのは、国保の制度の特徴ですね。これは国民皆保険ということで、当初は業者を中心にした医療保険として発足したものであります。しかし、今日は学生や、あるいは失業者、あるいは派遣社員だとか、こういう低所得階層の皆さんがしっかり入ってきておるわけですよ。払えないくらい生活水準の皆さんが。しかし、この前の改悪でかなりの低所得まで掛けられるようになったんですね。つまり、医療はだれでもかかるんだから、みんな同じように責任を負えという考え方です。そうなってくると、払えない人がふえるのはこれ当然ですよ。

そういう特徴のある医療制度なんだから、特別に国も考えなければ、地方自治体も考えなければならぬ制度ではないかと思うんですよ。だから、今日こんなに滞納が累積した状況を見て、これは一遍検討しなきゃならぬと。これは全国の動きで、自治体の動きである。国に対しても要求している。改正してほしいということですね。しかし、地方自治体独自の努力も必要だというように思うんですよ。それで、蟹江町の今現状を見ると、滞納を低くするために、あるいは医療に本当に気持ちよくかかっていたけるようにしていくには、やっぱり過酷な保険税をなんとかする必要があるんじゃないかと、この医療保険の特徴としてですね。そういうように思いますんですけども、他の行政とのかかわりがどうかということもおっしゃいますけれども、今日の情勢下では、これはかなり重要な、いわゆる行政分野としてクローズアップされてきているのではないかと私は思うので、あえて言わせていただくわけでありますけれども、ご検討を再度お願いできればというように思います。

○民生部長 石原敏男君

それでは、今の税のほうの関係です。

税でこれ徴収させていただいたものにつきましては、特に後期関係でありますと、例えば224ページを見ていただくとわかると思うんですけども、224ページの3款で後期高齢者支援金等ということで、当然町といたしましては、課税を分けてするということが今決まっておりますので、全部医療費で取るのではなく、支援金として徴収した部分については、支払基金のほうにこの徴収した部分を納付していくというのが現状であります。

次に、もう一つ、介護も言われましたけれども、介護につきましても同じように6款、次

のページの226ページに書いてありますように、介護で徴収したものについては、支払基金のほうに納付するという事です。そして、特に直接私どものほうへ入ってくるのは、介護で使った、介護の特別会計、管理特別会計がありますけれども、そちらのほうで使ったものについて、医療関係等につきましては、また支払基金のほうから介護のほうにそれぞれの基準に基づいて戻ってくる、歳入を受けてそれで支払うということの仕組みでありますので、これはただ我々としても、この税は本当に1本でやらせていただければ一番楽なんですけれども、やはりそれをきちんと明文化するという事で、このようにさせていただいておりますので、この国保の会計でもそれぞれ一つ一つきちんと会計の収支をして、また、この二、三年前には特に介護の部分だけ赤字になっていたということで、介護の部分だけを値上げさせていただいたという経過もありますので、それぞれの会計を一つ一つきちんと収支させていただきます。

それから、退職者につきましては、退職者、60歳から65歳まで年金もらわれたり、いろんな条件がありますけれども、そういう方につきましては、国保の会計が圧迫しないようにということで、それぞれ支払基金のほうから、税で引いた残りの部分を100%退職者に関係するものについては、全額補助金という形で受け入れているというものでありまして、これもきちんと明文化するという事でなっておるわけでございますので、ここで受けて直接町の特別会計へ行くのではなく、すべてここで取ったものについては、国保で取ったものについては支払基金に振り込み、支払基金がそれぞれの必要な後期高齢とか介護保険のほうに使用された金額に基づいて分けるということになっておりますので、そんな仕組みになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 奥田信宏君

2点目……

(発言する声あり)

わかりましたか。2点目のほうは町長さんへの要望ということでよろしいですか。

(発言する声あり)

○6番 林 英子君

ただいま、取りに来てみえない保険証が549件あるというふうに言われましたけれども、

(発言する声あり)

違う、違う。短期保険証が350人いるということで、役場へ取りに来てみえない方が549名あるというふうに報告されましたけれども、この方たちはお金がないから取りに来られないというふうに思いますし、カウンターで行った場合に、3カ月だけの短期保険証、6カ月の短期保険証、1年の短期保険証を発行されると思うんですけれども、幾らぐらい持って行ったらそのような状態になるのでしょうか。

ということは、この前来たときに、私は白内障を受けるので、もう前もって頼んだけれど

も保険証がないでと言ったら、とりあえず5,000円でも払ってくれるかと言って、その方は保険証をもらっていかれたんですけれども、その人は少し滞納金がありまして、本当は10万円ずつ払ってほしいと役場で言われたと。でもそのお金がないのでというふうに、何とか5,000円でも払うというふうに言われましたけれども、そういうふうに少しでも払う気持ちのある方には、この549名の方には短期保険証を発行し、保険証が手元に戻るというふうでいいのでしょうか。

そして、また、この方たちには取りにいらっしゃいよと通知するだけで、本当にこの方たちはお金がないし、カウンターへ来るとお金を払えと言うから保険証が取りに行けない。そういう実態だというふうに、私ずっと今まででもよくこのことでは相談に来ましたけれども、もっと本当に、この方たちにはどういう状態にいるのかを相談に行くとか、そういう手だてを打たずに、待ってだめだからということで、不納欠損ということで出してしまうということがあるのではないかというふうに思いますけれども、この549人取りに来てみえない方に対しては、これからはどのような手だてをしようとして今いらっしゃるのかお聞きしておきます。

○保険医療課長 鈴木利彦君

まず、先ほど来からの549というのは短期保険証の発行人数でございまして、取りに来てみえない方は大体350人ぐらいでございます。

それで、まず、幾らぐらいを持ってきたらというようなお話でしたが、当然のごとく税金を払っていただくのが本来なんです、収入面の厳しい方もみえます。で、相談をしながら、払う意思を見せていただければ、うちのほうは当然保険証のほうは、まるっきり払う気がない方については当然またご相談をしながら、短期保険証のほうは出させていただきますので、まずは来ていただいて、私ども相談、お金がないということでも来ていただいて、事情をお話ししていただければ、私どもはそれに応じたその期間のほうはして、保険証のほうをお渡ししますので、その辺はよろしくお伝えいただきたいと思います。

○議長 奥田信宏君

他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で議案第19号「平成21年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 奥田信宏君

日程第2 議案第20号「平成21年度蟹江町老人保健特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、235ページから245ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第20号「平成21年度蟹江町老人保健特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 奥田信宏君

日程第3 議案第21号「平成21年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。
提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第21号「平成21年度蟹江町土地取得特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 奥田信宏君

日程第4 議案第22号「平成21年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地地区画整理事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、259ページから269ページです。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第22号「平成21年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地地区画整理事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 奥田信宏君

日程第5 議案第23号「平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、271ページから293ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

予算額一覧表で質問させていただきます。

聞きたいのは、委員会審議のときも申し上げましたけれども、介護保険会計の財源とか収支の構造が、現在どうなっておって、今から保険料を上げてどうしようとしてみえるかという概括的な総括的なことについてお伺いします。

この表で見ますと、一番上の保険料は今度条例で上がるわけですがけれども、前年比6,000万円ふえますね。それから、2番目の国庫支出金は460万円減ります。それから、支払基金交付金も2,100万円減ります。県支出金も550万円減ります。それで、めぐりまして5ページへいきますと、2番の保険給付は13億円で、ほんの1,300万円ふえるだけです。

構造としては、非常にたくさんふえるという形ではないけれども、保険料がこれだけ上がると。そして、一方、国や県や支払基金からはずるずる来るのが減るといこの構造のもとで、どうして保険料を上げなきゃいかんか。上げなきゃいかんかは納得できればそれでいいわけですが、現状をどう分析してこういう形になっているかお聞かせをいただきたいです。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

今回ご提案させていただいておりますように、保険料の上昇はお願いするところでございます。これは、従来からお話はさせていただいておりますが、3年間通しの保険料でございます。まず初年度、これに基づきますと、21年度が初年度になるわけでございますが、初年度については、ある程度の黒字といいますか、余剰を見込み、第2年度でほぼとんとん。で、第3年度の赤字分になるであろうといった部分を第1年度で補てんするよというここと、3年間均等の保険料を徴収させていただき、それで、3年間でおおよそ余剰がそんなに出ないよというここと計画をするものでございます。これは、従来からこういったやり方は変わってはおりません。

今回につきましては、初年度ということでございますので、今申し上げましたように、少し黒字が出る程度というつもりでやらせていただいております。ですから、この単年度だけを見ていただきますと、この21年度については保険料収入が多く、支出のほうについてはそんなにふえていないという状況がわかるわけでございますけれども、やはりこれは3年間通した目を見ていただかなければいけないということ、保険料のほうの条例改正についても、3年間同一という形でさせていただいております。

この上昇要因につきましては、委員会でも少し申し上げたんですが、委員会に出てみえない議員の皆様方もおみえでございます。資料を配付させていただいた中に冒頭に記載させていただいたように、グループホームですとか、小規模特養、それから地域包括支援センターの増設、そういったようなものも、自然増以外に増加要因というこことで上げさせていただいております。

こういったようなことから、保険料についてはいろいろ精査をし、今回ご提案申し上げた形になり、それをもとにしてこのように予算のほうを立てさせていただいているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、国庫ですとか、金利のほうの減少につきましては、これは特別会計の性格上、これは国・県については保険給付費、そちらのほうの負担割合の関係が出てまいりますので、この3年間の最初の年度、そんなにふえないだろうというよなところから、去年、今現在の20年度から少し減る見込みをとりあえずは立てさせていただいております。

以上でございます。

○3番 山田邦夫君。

3番 山田です。

私は、介護保険制度の現下の非常に急務は、国や世間でもよく言われておりますが、介護士というのは、非常にたくさんの方が今まで資格を取って世の中に大分いらっしゃる。私の身近でもそういう人がおります。それは、自分の親がそういうふうになってきたときにといて備えて介護士講習を受ける人もあります。2級までは取れますね。取ったけれども、パートというか、パート収入というか、パート収入というには、介護士は本格的な仕事なんです。家計の足しにしたいということで就労すると、じきにこの状態ではやりきれない、生活とかその他、こう重労働とか、時間に非常に不規則な勤務とかに比べて、介護士の手当というのは非常に処遇が悪い。そういうことで結局離れてしまうということで、蟹江にも幾つかの介護事業所があります。特養から介護事業所までありますが、みんな介護士不足でひいひい言っているんです。新聞広告を出しても何やっても焼け石に水みたいに足りない。そのために、例えば夜間の、入所させると夜間面倒見なきゃいかんですね。で、夜間を見る体制にしていたけれども、1人2人やめられると週の間で何日か夜勤をふやさなきゃいかん。非常にえらくなっちゃって、またやめていくという悪循環になっていまして、とにかく介護士不足は介護保険制度維持のために非常な問題なんです。そのためには政府も少し報酬を上げる、3%くらい上げると言っていますが、それが介護士に手当として入っていくかどうかはまたわからん問題ですね。

そういうことで、ちょっともう少し何とかしないと、介護士の処遇を改善しないといけない。そのためには、いずれ介護保険料にはね返ってくるということは予測されます。そういう意味で、その備えのために積立基金を少し備えるということは必要な。しかし、まだ全然法律としては出てきていない問題ですね。介護保険制度としては非常に問題を抱えているということがありますので、先に不安があれば、財政としては備えをしていく覚悟をしてもらわんといかんなどという、そういう理解で、今回の値上げを私は自分で納得しようとしておるわけですがけれども、これ地元ではですね、介護事業所への介護士のあっせん、あるいは育成ということについては、非常に考えて配慮していかないといかんのではないかなというふうに思いまして、意見を申し上げて終わります。

○6番 林 英子君

6番 林英子です。

私は、この今度の4期の介護保険料についてお聞きをしたいと思います。

1段階、2段階は0.25にするというふうに言われまして、他の町村から見ても本当によく頑張っているなというふうにも思います。そして、第3も0.75。しかし、4段階が1.0と0.85に分かれましたが、これはどの区分でどのような分け方をするのかということが1つです。

それから、200万以下と200万以上ということは、205万の人でも200万以上になるし、800万の人、1,000万の人でも200万以上ということでいきますと、私はここに12段階のこの表を持

っております。ここの保険料は1カ月、ごめんなさい、基準が4,011円というところであり
ます。けれども、ここは、本人課税1,000万以上という方が今度月額9,225円だそう
です。

蟹江町は、200万以上の方で、6段階の方で9,000円の値上げです。205万の人、195万
の人、本当に何か差があると思うし、この計算をする場合に、少しでもこういう段
階を考えようかな。よそは今度8段階がふえております。全体に、愛知県でもふ
えています。私の持っているのは12段階ですけれども、この段階の区分の変え方
を一度でも考えたことがあるのか、試算をしたことがあるのか。その問題につ
いて、今2つ言いましたことについてお答え願います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

お答えをいたします。

まず、0.85にするというところの区分の方法でございますが、まだこれは正式には
定めてございません。といいますのは、新規にこういったようなことにしようとい
う考えで、これは減免の規定というものがございまして、そちらに盛り込むとい
う予定で今現在考えておるところでございます。

新規の事業も、ご承知のように町長選挙がございまして、その新町長にご決裁
いただき正式に発足したいということでございまして、私ども事務方が考えてお
りますのは、第4段階、基準1.0の金額をお支払いいただく方の中で、所得が80
万円以下の方については0.85、15%を減額しようじゃないかと。これは、減免
規定のほうでそういったような規定を設けて対応していこうという考えでござ
います。で、先ほど議員からお褒めの言葉もいただいたわけでございますけれ
ども、第1段階、第2段階で0.5を、またさらに2分の1、0.5を乗じて実質
0.25にするというこの制度も、実は減免規定のほうに記載されておるところで
ございます。そういったようなところで、第4段階についても、80万円以下の方
については、15%カットして負担を和らげるという考えを持っておるところで
ございます。

次に、多段階、基準が6段階になっておるわけでございますけれども、それより
もふやして、保険者として被保険者からの保険料徴収を行ってもよいと、各保
険者の任意の規定にはなっておるわけでございます。その中で、12段階の例も
お聞きいたしました。200万円が基準には、これは政令のほうで決まってお
るわけございまして、200万円を境に第5段階、第6段階と。200万円以下
の方については第5段階で、基準の1.25を倍したものをお支払いいただく。
200万円を超えた方については、1.5倍をお支払いいただくという形で定め
ております。

この段階数をふやすということは、私の勝手な考えではございますけれども、
保険料が上昇するのが急激なため、それを少しでも和らげるために段階数をふ
やし、まして低所得の方に対してのご配慮もしながら、高所得の方にご負担
をいただくということが主になって行われるのが、今までの例でございま
した。その結果、全国ではいろいろと基準の6を採用し

ております私どもの町村のほかにも、7、8、10、12といったような多くの段階を設けてやってみえる市町村もございます。で、今申し上げましたように、低所得の方に対するさらなるご支援ということは、私どもは、お褒めの言葉もあったように、0.25まで引き下げるという形でやっております。ですから、6段階制にしておっても、別な低所得の方に対するご配慮は十分しておるのではないかなというふうに考えておるところであります。

また、200万円を境に変わるわけでございますけれども、201万円、198万円、数万円の差でというのは、これはどこに基準を持っていっても出てくる問題でございます、これを例えばの話で、議員のほうは1,000万ですとか800万ですとかと、もう本当に高額な所得の方に対して云々ということもあったわけでございますが、今のところこういった新しい保険料、今ご提案申し上げております新しい保険料でも、郡内でも平均以下であるというような保険料設定になっておるにもかかわらず、さらに細分化してというようなことまで必要なのかどうかというようなことも私どもは十分考えまして、現状6段階でまだいけるんだというふうに考えたわけであります。

いたずらにその高所得者の方に負担を押しつけることがいいのかどうかという議論もまた出てくるとは思いますので、今後第4期、3年間をかけてどのような基準を設ければ、こういった負担を新たにいただく高所得の方に対してもきちんとお話ができ、また、低所得の方に対しても従来どおりの減免ができるのかどうか、それは、またこの3年間の状況を十分精査しながら、第5期のほうに生かしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○6番 林 英子君

蟹江町は第1期のときは2,820円、2期が2,700円、3期が3,000円、今度4期は3,500円というふうに保険料が上がってきております。

この3段階の方を見てもみますと、世帯非課税で第2段階以外の方、一気に4,500円も上がるわけです。本当に介護も国保も後期高齢者も含めて年金から引くということで、大変なことだというふうに思います。こういう場合に、例えば1,000万以上の方のほうへ少しでも行って、200万以下の人と1,000万の人との差、どうでしょうか。公平にいただくという点で800万の方とか、そういう人たちには少しでも応分にいただくということになれば、この3段階の方の4,500円もの値上げが抑えられるというふうに、他の自治体からの表をいただいておりますので計算してみますとなります。

皆さんは所得が高いので苦にならないかもしれないけれども、本当に所得の少ない人は相談に見えます。しかも、介護保険をお願いしている65歳以上の方ですし、年金しか収入がないという方にとっては大変な負担だというふうに思います。今後のこともありますし、もっと研究して段階を上げることを考え、蟹江町にでも、介護保険の給付が困難で介護サービスが受けられない、そういうことがないように、ぜひこれからの3年間、これでいくと思いま

すけれども、あとはまた考えていただきたいということを強く要望しておきます。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

林さんの高い水準の質問の後で、極めて単純な質問をしてまた申しわけないですけれども、先ほどの国保での質問とのかかわりで聞いておくわけであります。

国保のほうに入った介護の納付分ですね。ここで、支払基金からの額としてあらわれるということで理解してよろしいでしょうか。だとすると、私はそういうふうと考えておったんですけれども、どうしてこんな無駄なことやるのかなと。結局、国保の皆さんが一生懸命集めて計算して支払基金へ払う。支払基金からその介護管理特別会計のほうへ来る。直接やればいいじゃないですか。この介護管理特別会計へ直接やれば、無駄な人件費も要らないし、あれじゃないですかということをちょっと思いましたので、伺うわけでありすけれども、聞かせていただきたいと思うんです。

それともう一つは、不思議だなと思っておるんですけれども、介護保険税、保険料ですか、278ページの一番上ですね、第1号保険者保険料。これが介護保険の20年度の補正予算、6月、9月、12月、今回と、ほとんどないんですよ、この補正が。全くないんですね。第1号被保険者の保険料の補正が。これは何で変化がないんだろうかなと不思議に思っているわけですけれども、それについてちょっと聞かせていただきたいと思うんです。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

国保から直接いただいたほうがすっきりするというご意見でございます。

先ほど部長がご答弁申し上げましたように、その国保の介護のお金につきましては、支払基金のほうに拠出するわけでございます。支払基金といいますのは、全国の各すべての保険者から、この介護保険の関係の分を一たん集めます。で、私ども介護保険の保険者ですが、そこで使われた介護保険の費用、それに関してのおおよそ30%、先ほど来2号被保険者分という形で部長が答弁していただいたように、その分をご負担いただきます。

ですから、国保だけにこれをかぶせてしまいますと、介護保険の支出の関係は十数億ありまして、保険料が今言ったように20%、それから公費が50%、原則でいきますとそういうふうになりますが、30%を国保1つに押しつけるなんてことはもうとんでもない話でございます。やはりこれはひとつ支払基金といったようなところで、国民健康保険以外にも、今は健保組合ですか、そちらにかわったところですか、共済組合、そういったようなところから集めたお金をきちんと分配をして、必要なところに必要なだけ配分をするという形がやはり一番いいシステムではないのかなということで、国が考えられたことでございますので、1人国保だけに蟹江町が行ったり来たりやらせるというわけではございません。その辺はご理解いただきたいと思います。

それから、保険料に関しての補正がないということでございますが、私ども保険給付に關しまして、そういうようなことで急に何か必要な、歳出のほうの補正が必要になった場合、その財源を基金に求めております。支払準備基金といったところで、前年等までの余剰金については、そういったような保険給付なんかについて十分活用しようという形で、主な財源としては、まず支払準備基金を充てさせていただいておりますので、保険料についてはその補正といったようなことはあえて行ってはおりませんので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎ですが、そうするとですね、準備基金のほうを活用して支払いに当たっておるといふことなんだけど、だとすると毎月々入ってくる、あるいは毎納期に入ってくる保険料というものの増減はあるですよ、当然人口の流出入もあるわけですから。で、その保険料は全部懐へ入れてそのままにしてあるわけだ、決算まで。全然補正がないからね。あるいは場合によっては、それはそのお金を、新年度の繰入金だとかあるいは積立金だとかという形であられるけれども、しかし、入ってきたお金が我々側からするとつかめへんだ。どれだけ入ってきておるかということ。そういうその今の、加えてみるとですよ、私この計算書、林さんが言う、その新しいこの事業計画の中の保険料について計算しようと思つてもつかめえせんから、計算できへんだね。で、あえてそういうようにしたのかどうか知りませんが、しかし、一般的に言うると保険料の毎納期に入ってくる増減などについては、補正をするのではないかなというふうに思ふんですけども、1年間一遍もやらないということはこれは異常だと思ふんですが、いかがでしょうか。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。

保険給付に關しての補正、歳出が新たに出てきたときとか、不足が見込まれる場合は、支払準備基金を活用させていただいております。それ以外の、例えば事務関係のもので新たな支出が必要になったもの、例えば電算システムの改修ですとか、そういうようなものについては、これは一般会計のほうからの繰入金等もこれは使っておりますので、ちょっと誤解を招く答弁をさせていただきました。大変ご無礼をいたしました。そういうようなことでやっております。

そして、こういった年の決算をしていただいて余剰金が生じたものについては、これは支払準備基金のほうに積みさせていただいて、次の年の支出、主に、今申し上げましたように、保険給付関係の支出に備えるということをしております。事務関係の費用につきましては、あくまでそれはそれ、一般会計のほうにお返ししたりというような形で精算をしておりますので、保険料自体について、それが全部入ってくれば何ですけれども、まことに申しわけございません。私どもの努力も足りない部分があるやもしれませんが、収納率100%ではござ

いませんので、その部分についても、いろいろと今回もお願いしたい部分がございます。そういうようなところもございますので、あえて3カ月に一度の補正を保険料自体するというようなことはしておりませんので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○7番 小原喜一郎君

そうすると、つまり保険料の増減、ふえてきているでしょうね、当初予算に比べれば。ということは、この新しいほうの新規の当初予算に組まれているのは、繰越金が2,000万でしたか。繰越金が歳入でいいますと、そうですね、繰越金2,000万、それから基金繰入金金が1,660万6,000円ですから、少なくとも3,600万くらいは、まずそれ以上まだ持っていると思いますけれども、どこに置いておくんですか。我々からすれば、やっぱり介護保険の会計の推移というものは見ていたいわけですからね。議会の側からすれば、だから、6月もないわ、9月もないわ、12月もないわ、3月になってもない。あれと思いますよ、これは。つかめへのや、まるっきりね。だから、このやり方というのはこれ独特じゃないかなというように思うんですけれども、どういう考え方なのか、蟹江町の財政当局のこれ指導はこれどうなのか、ちょっと伺いたいと思うんですよ。

○民生部長 石原敏男君

今保険料の話でそれぞれお話がなかなかつかみきれんから、それこそ定例会ごとに補正予算をと言われておりますけれども、仮にこの保険料を定例会ごとにさわりますと……

(発言する声あり)

極端な言い方、私はそういうようにとっているんですけれども、それをさわりますと歳出のほうのものも全部見直さなきゃいけないという作業が入るんですね。

(「3月議会くらいは、でも補正を見たいからしてほしいわな」の声あり)

それですから、ある程度私どもとしては、ずっとやってきた中で、当初予算でその支払い等ができるという中でやらせていただいておって、また、そうした中で補正予算でありまして、どうしても不足が生じれば、私どもは歳入、税のほうの見直しも行いますけれども……

○7番 小原喜一郎君

だから、今齋藤課長の答弁では、それにかえて準備基金から充用をして、それを保険料に切りかえるだけだがね。どっちを使うかだけだがね。

○民生部長 石原敏男君

それはただ予算の編成のやり方でありますので、今回も大幅な増税、減額がないということで補正は上げていないわけでありまして、お願いしたいと思います。

それで、先ほど議員言われましたように、今年度の繰越金ですけれども2,000万と言われておりますけれども、200万の繰越金でありますので、お願いしたいと思います。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

○6番 林 英子君

1号保険者は、一番初め保険料は17%から始ったと思います。そして、私の計算によりますと、18年度は21.24%、19年度は21.32%、20年度は21.04%ですが、今度21年度は、計算では本当は今20%でいいですね、1号保険の保険料は。それが計算によりますと、すごく高くなりますけれども、今回はどのぐらいの計算でされたんでしょうか。20%におさまるようにしてあるんですか。25.66%になりますが、そんなに1号保険から取る計算になって、この値上げの幅を500円もふやしたんでしょうか。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

ちょっと、林議員、すみません。どういう計算をされたらそういうふうになるんでしょうか。

○6番 林 英子君

保険料を給付費で割らないと。そういう1号保険のあれが出るんじゃないですか。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

原則、これは保険給付費の20%ということになっておりますので、それでおさまっておるはずでございますけれども、違っていますかしら。

○6番 林 英子君

私の計算では違うので、この21年度も20%だというふうに思っていますけれども、そういうようになっていないので、そういうようにおさめた計算で値上げも考えたのではないかと、いうふうに、500円もの高い値上げは。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

すみません、保険給付費というのは幾らで計算されたんでしょうか。

保険給付費のほかに地域支援事業費ですとか、そういったようなものも含まれておりますので、その中身をちょっと聞かないとよくお答えできかねますけれども、20%にはおさまっておるはずでございます。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で議案第23号「平成21年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 奥田信宏君

日程第6 議案第24号「平成21年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、295から305ページです。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第24号「平成21年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 奥田信宏君

日程第7 議案第25号「平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、307ページから330ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第25号「平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 奥田信宏君

日程第8 議案第26号「平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、331から345ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

また、予算一覧表をお願いします。

中身がわからないからお尋ねしますが、一番上の後期高齢者医療保険料の現年度分というところで、特別徴収保険料1億8,000万、普通徴収で1億1,000万とあります。

世間一般には、後期高齢者保険料を年金から取られるというのは一般的なあれですね。それで、私も年金から取れば取り損ねは減るし、まあいいやというふうに思っておったんですけども、この予算書でいくと、特別徴収は1億8,000万、普通徴収、預金口座から引いてくれとか現金で持ってくるとか、あるかどうか知らんですが、1億1,000万で6割、4割くらいですね。どうしてこういう構図になっているのか。何か75歳になった年は年金徴収ができないんで、ずっとその年は普通徴収しておいて、翌年から年金で引くようになるというようなことは聞いたわけですけども、それにしてももっと高齢者はたくさんおるわけですから、年金からすぱっと始まってしまったんでないかと。しかし初年度だったからこういうところが起きたのか、そこいらがよくわからないんですが、どうしてこういうバランスになっ

ているかお尋ねします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

特別徴収と普通徴収の割合でございます。

実は、平成20年度からこの後期高齢者医療、いわゆる長寿医療制度が始まりまして、私ども保険料をいただくことになったわけでございます。で、当初の予算をちょっと見ていただきますと、およそ8割が特別徴収になっておったわけでございます。これは初めてのことでございますので、確たる根拠もないわけでございますけれども、唯一よりどころにしたのが介護保険の特別徴収と普通徴収の関係。で、大体8割、2割ぐらいであろうという予測を立てまして、特別徴収と普通徴収の保険料を割り振りさせていただきました。

その後、テレビとかそういったマスコミ関係の宣伝等も行き渡りまして、特別徴収でいくと、その世帯の、いわゆる租税負担が不利になることがあり得るということで、国のほうとしても普通徴収に切りかえることができる。これは普通徴収と申し上げましても、口座振替に限った方法でございますけれども、そういったような方法に切りかえることができますよというふうになりました。それを広域連合からビラですとかチラシですとかそういうようなことも含めて周知をさせていただきました。

議員が先ほど言われましたように、新たに資格取得をされた方は、後期高齢者医療もそうですが、介護保険も同じく、すぐには年金からお支払いいただくわけではございません。一定の期間を普通徴収でお支払いいただき、年金情報のほうに通知がきちんと行ってから、年金のほうからお支払いいただくということになっております。これは従来と変わっておりません。で、先ほどの口座振替に切りかえることができるということがあたりして、今回そここの件数が特別徴収から普通徴収に変わられたということでございます。そういったようなものを踏まえまして、私どもも、おおよそこれぐらいの割合ではないかというようなことで、6割、4割程度の金額で予算組みをさせていただいたわけでございますので、別段他意があるわけではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

後期高齢者でない人には、実は大半そうでないんですが、非常にわかりにくいと思うんですけども、事務局がこれだけ普通徴収に変わるんでないかと多少予測をした、備えをしたということは、年金から取るということのよさ——よさと言ったら失礼がありますが——が相当減殺されて事務の煩雑さだけがふえたなという感じがします。

少しわからない人のためにと申し上げたら恐縮ですが、健康保険のときは、奥さんとかそういうのは自分の扶養家族みたいになっていますので、保険証1枚で保険料の引き去りも口座から引かれていたわけなんです。今度、後期高齢者となりますと分かれるわけなんです。奥さんと

分かれる。で、その納める保険料というのは、確定申告するとき、所得税から社会保険料控除を受けます。奥さんも年金、亭主も年金になりますと別になりますので、社会保険料控除が受けられないんじゃないかと。それから、例えば奥さんはまだ若くて国民健康保険だと、ご主人は、おじいさんはだね、こうなると、後期高齢者だということ、それも別になると社会保険料控除を受けられなくて、結局所得税が割高になるわけです。1つの制度でそういうことが起きてはいかんのではないかとということで、私なんかも手続させてもらいましたが、口座引き落としにしてくれと、それで、私の口座からの女房の健康保険料を引いてくれと、こうやっておくと社会保険料が1本になりますので、確定申告で控除が受けられる。こういうことが起きて、全国でごちゃごちゃ、みんな意味がわからないけれども、口座引き落とししたほうがいいということが始まったので、こういうふうになってきたんです。

ですから、事務局はよくご存じです。ですが、町民は実はこの理屈はわからないんで、どこかで耳に挟むと非常に不安だけが起きているわけです。蟹江町も、実は、出した書類に申し出を受けたらそういうことをやりますと書いてありますけれども、小さな、小さなというか、普通の活字でずっと書いてあるものですから、ずっと来たのを読んだだけでは意味がわからないですね。私は、他の少し大きい市の、そういう通達を聞いたんですが、非常にはっきりと大きな活字でね。こういう手続はしてもらおうとそういうふうになりますというPRをしているんですね。だから、親切心がちょっと違う。逆に言うと、町民から言われて蟹江町はPRをせえせんなど、いや書いてあると、そんなこと言ったってわかりゃせんがやと。いや蟹江町ぐらいの行政レベルでは、スタッフもあれも足らんからやれんのだと。大きい市はちょっと保険課もずうたいが大きいので、そこまでやれるけれども、蟹江町の辺ではやれないと言って逃げている。僕は逃げているわけです。

そういうこともありまして、これは非常に複雑な制度になっているなど。そして、国民の間に不公平が起きているなど。もしかすると、所得税の面で割り損をすることが起きているから、ちょっとやっぱり制度としては、大したことではないけれども、それでも不公平ですね。しかし、そのことは事務局は大分わかっていらっしゃるなということだけが理解できました。これだけのことで、後期高齢者に関してはなかなかわかりにくいと思います。

以上です。

○議長 奥田信宏君

何か追加で答弁ありますか。齋藤民生部次長。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

私どもは、保険者であります広域連合から来たチラシですとか、そのほかにも私ども独自でつくったチラシといたしますか、裏面見ていただきますと、例えば、こういう方についてはこれぐらいの税金が低減できるよといったような試算まで書いてお出しをした覚えがございます。ですから、できる限りのことは、私ども皆さん方に混乱を招かないように、できる限

りチラシ、それから、広報等に努めさせていただいておりますけれども、やはり75歳以上の方を対象に、いわゆるダイレクトメールに近いものでお渡ししておりますので、そうでない方については、なかなかお目にとまる機会がないかと思えます。議員の皆様方におかれましても、何かお尋ねをされた場合については、とりあえず役場の高齢介護課のほうでご相談をということで、ひとつ広報についてもよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他にないようですので、以上で議案第26号「平成21年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○議長 奥田信宏君

日程第9 議案第27号「平成21年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までです。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

質問と要望になると思いますが、しかも内容は総括的な内容になりますので、よろしくお願ひをしたいと思いますんですが、愛知県は長良川河口堰負担金という形で、工業用水未利用分の一部を県営水道に移譲いたしました。したがって、その分を県民の飲料水のほうから支払いをしていかなきゃならないことになるような気配です。こんなことは、私どもの水道料金の値上がりにつながると言わざるを得ません。そこで、できればですね、私お願ひをしたいと思いますけれども、どの程度の負担をこの県営水道のほうへ移譲したのか、この資料を出してほしいと思うんです。県から取り寄せてほしいと思うんです。このことで、私どもの飲料水がまた再び値上げされるようなことになったらもうけしからんですからね。その意味で、このことについての見解をぜひ聞かせてほしいです。

○水道課長 小酒井敏之君

工業用水の件に関しましては、企業庁のほうから水道のほうへは何も通達は来ておりませんが、一度、私、県の生活衛生課のほうへ尋ねまして、長良川河口堰のほうへ移譲、負担金のほうということで補助は出ているということで確認はとったんです。それで、一応は今後県水のほうへそれが波及されるかということも私伺いましたところ、それは一切考えておりませんという答弁でありましたので、ここでご報告させていただきます。

○7番 小原喜一郎君

今私が提起しているのは、愛知県の平成21年度に向けてのこの事業の報告の中にもうたわわっていますのでね。

今、この大変厳しい不況が進行中の中で、工業用水の利用料が激減しているんですね。しかし、建設事業に使われたお金は払っていかなきゃならん、収入はない、払っていかなきゃならんということで、必要でもないこの設楽ダムだとか、あるいは木曾川水系連絡導水路だとか、やっているわけなんですよ、巨額な金を。そのお金をこの飲料水のほうへその一部負担という形で移譲するんですよ。だから、飲料水とのかかわりが大いにあるわけですから、資料請求できると思うんですね。お願いをしたいというふうに思うんです。私ども県会議員がないものですから、なかなかすつと入るといふわけにならないものですから、これはようやく手に入った資料ですけれども、ぜひ資料として入手していただいて、また町としてもこの県との間での協議があるというふうに思いますので、責任受水制なんてこともあって、一方的に押しつけられるわけですから、そうすると高い県水について支払っていかなきゃならん。そうすると住民の飲料水の水道料ともかかわってくるわけでありますので、ぜひ資料請求と同時にこんなことをやるなということを要求していただきたい。お願いをいたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

それでは、資料請求ができるようでしたら、手に入った時点でまたお示しをいただきたいと思ひますし、そのような希望があったということでお伝えをいただきたいと思ひます。

他に質疑がないようですので、以上で議案第27号「平成21年度蟹江町水道事業会計予算」の質疑を終結いたします。

なお、議案第18号ないし議案第27号は、16日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

(午前10時28分)